



熊本県公報

号外 第 4 1 号

平成 25 年 12 月 26 日 (木)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… (健康福祉政策課) 1
- 熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康危機管理課) 1
- 熊本県道路占用規則の一部を改正する規則…………… (道路保全課) 8

規 則

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 25 年 12 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 55 号

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則 (平成 5 年熊本県規則第 40 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「の各号」を削り、同条第 1 号を次のように改める。
(1) 国立障害者リハビリテーションセンター
第 4 条第 2 号及び第 3 号を削り、同条第 4 号を同条第 2 号とし、同条第 5 号を削り、同条第 6 号中「第 27 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」を「第 6 条の 2 第 3 項に規定する指定医療機関」に、「同項」を「同法第 27 条第 2 項」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 7 号を同条第 4 号とし、同条第 8 号を同条第 5 号とし、同条第 9 号を同条第 6 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 25 年 12 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 56 号

熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則
熊本県製菓衛生師法施行細則 (昭和 42 年熊本県規則第 40 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「の規定に基づき定められた製菓衛生師試験基準 (平成 12 年厚生省告示第 270 号) で定めるところ」を「に規定する厚生労働大臣の定める基準の規定」に、「別表に掲げる検定職種のうち、」を「別表第 1 の」に改める。

第 6 条中「次の表の」の次に「左欄に掲げる規定により備え、又は提出する同表の」を加え、「それぞれ」を「同表の」に、「掲げるとおり」を「定める様式」に改め、同条の表政令第 1 条の項の次に次のように加える。

政令第 3 条第 1 項又は 第 5 条第 1 項	製菓衛生師名簿訂正・製菓衛生師免許証書換え 交付申請書	別記第 6 号様式
------------------------------	--------------------------------	-----------

第 6 条の表政令第 4 条第 1 項の項中「第 4 条第 1 項」の次に「又は第 2 項」を加え、「別記第 6 号様式」を「別記第 7 号様式」に改め、同表政令第 3 条第 1 項及び政令第 5 条第 1 項の項を削り、同表政令第 6 条第 1 項の項中「製菓衛生師免許証の再交付申請書」を「製菓衛生師免許証再交付申請書」に改め、同表政令第 7 条の項中「第 7 条」を「第 6 条第 4 項又は第 7 条第 2 項」に、「製菓衛生師免許証の返納届書」を「製菓衛生師免許証返納届書」に改める。

第 7 条第 1 項中「細則の」を「規則の」に改め、「住所地を所管する」及び「(政令第 1 条、第 3 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項並びに細則第 3 条の規定により提出する場合にあっては、熊本県保健所長)」を削る。

別記第 4 号様式から別記第 9 号様式までを次のように改める。

別記第 4 号様式(第 6 条関係)

製 菓 衛 生 師 名 簿					
登録番号	第	号	登録年月日	年 月 日	
合格証書の番号		第	号	合格した試験の実施機関	照合者印
本籍地都道府県名 (日本の国籍を有しない者にあつては、国籍)					
住所					
ふりがな					
氏名					
生年月日	年 月 日		性別	男 ・ 女	
免許の取消しに関する事項					
免許証の書換え交付に関する事項					
免許証の再交付に関する事項					
登録の消除に関する事項					
備考					

(日本工業規格 A 4)

別記第 5 号様式 (第 6 条関係)

製 菓 衛 生 師 免 許 申 請 書	
熊本県知事	年 月 日 様
本籍地都道府県名 (日本の国籍を有しない者にあつては、国籍)	
住 所	
氏 名	
印	
年 月 日生	
次のとおり製菓衛生師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
試験合格年月日	年 月 日
合格した試験を実施した都道府県等名	
合格証書の番号	第 号
免許の取消処分を受けたことの有無(ある場合には、その理由及び年月日)	有 ・ 無 (理由 :) (年月日 : 年 月 日)
添付書類	
1 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し) 2 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書 3 他都道府県等が実施した製菓衛生師試験に合格した者にあつては、合格証書の写し又は合格証明書	

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

(日本工業規格 A 4)

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

製菓衛生師名簿訂正・製菓衛生師免許証書換え交付申請書			
熊本県知事		様	年 月 日
		住 所	
		氏 名	年 月 日生
次のとおり 製菓衛生師名簿・製菓衛生師免許証 の記載事項に変更を生じたので、製菓衛生師名簿の訂正・製菓衛生師免許証の書換え交付 を申請します。			
製菓衛生師名簿の登録番号		第 号	
製菓衛生師名簿の登録年月日		年 月 日	
変更事項	本籍地都道府県名 (日本の国籍を有しない者にあつては、 国籍)	新	
		旧	
	(ふりがな) 氏名	新	()
		旧	()
変更理由			
変更年月日			
添付書類			
1 申請の原因たる事実を証する書類 (名簿の訂正を申請する場合に限る。)			
2 製菓衛生師免許証 (免許証の書換え交付を申請する場合に限る。)			

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。(日本工業規格 A 4)

別記第 7 号様式 (第 6 条関係)

製菓衛生師名簿登録消除申請書	
年 月 日	
熊本県知事 様	
本籍地都道府県名 (日本の国籍を有しない者にあつては、国籍)	
住 所	
氏 名 印 (製菓衛生師との関係)	
次のとおり製菓衛生師名簿の登録の消除を申請します。	
製菓衛生師氏名	
製菓衛生師名簿の登録番号	第 号
申請の理由	
添付書類 製菓衛生師免許証	

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

(日本工業規格 A 4)

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)

製菓衛生師免許証再交付申請書	
年 月 日	
熊本県知事 様	
住 所	
氏 名	
次のとおり製菓衛生師免許証の再交付を受けたいので、申請します。	
申請の理由	
製菓衛生師名簿の登録年月日	年 月 日
製菓衛生師名簿の登録番号	第 号
添付書類 製菓衛生師免許証 (破り、又は汚した場合に限る。)	

(日本工業規格 A 4)

別記第 9 号様式 (第 6 条関係)

製菓衛生師免許証返納届書	
年 月 日	
熊本県知事 様	
本籍地都道府県名 (日本の国籍を有しない者にあつては、国籍)	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
次のとおり製菓衛生師免許証を返納します。	
製菓衛生師名簿の登録番号	第 号
製菓衛生師名簿の登録年月日	年 月 日
返納の理由	
添付書類 製菓衛生師免許証	

(日本工業規格 A 4)

- 附 則
(施行期日)
- この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
 - この規則の施行の際現に改正前の熊本県製菓衛生師法施行細則の規定により備えられている製菓衛生師名簿は、改正後の熊本県製菓衛生師法施行細則の規定により備えられ

- た製菓衛生師名簿とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の熊本県製菓衛生師法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県製菓衛生師法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第57号

熊本県道路占用規則の一部を改正する規則
熊本県道路占用規則（昭和40年熊本県規則第50号）の一部を次のように改正する。
別表第2項第2号中「国有林野事業及び」を削り、同項第7号中「公共通路（公衆の交通の用に供している通路）」を「公共の用に供する通路」に改め、同項第8号中「。以下同じ」を削り、同項第9号中「ただし、」を削り、「認定電気通信事業をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「限る。以下同じ」を「限る」に改め、同項第10号中「（認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。）」を削り「各戸引込地下埋設管」の次に「（認定電気通信事業者が設けるものにあつては、認定電気通信事業の用に供するものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。